

表示板は大切に

各街区には**街区表示板**を取り付けます。また各家庭や事業所の門柱や玄関などには**町名表示板**と**住居番号表示板**を取り付けていただきますが、これらの表示板は来訪者の目印になりますので、大切にしてください。




12月4日から 新しい住居表示

実施後は新住所で表示しましょう。

万町の一部が、平成29年12月4日（月）から「のぞみ野一丁目」に編入され、「のぞみ野二丁目、のぞみ野三丁目」とともに新しい住居表示制度を実施します。

目次	●新しい住所の表し方	1
	●新しい住所の決め方	2
	●実施後の住所変更手続きについて	3・4
	●変更登記申請書について	5
	●本籍・不動産の表し方	6
	●郵便局からのお願い	6

お問い合わせ先

和泉市都市デザイン部都市政策課 TEL 0725-99-8140(直通)

このパンフレットは企画から印刷まで全てを外注して、作成しております。
(2,000部作成、作成費用/1部あたり 53円)

みなさんが現在使っている「〇〇(町)〇〇番地」で住所を表す方法は、町の境界が入り組んでいたり、地番が順序よく並んでいないことや、同一地番にたくさんの家が建っていることなどで、郵便配達や訪問者にもわかりにくく、お互いの日常生活や経済活動でいろいろと不便な場合があります。

本市では、このような不便をなくすため「住居表示に関する法律」に基づき、番地にかえて順序よく番号をつけて住所を表す方法によって、だれもがわかりやすいまちづくりをめざして、新しい住居表示の実施を進めています。

新しい住所の表し方

平成29年12月4日(月)から、あなたの住所の表し方が、本日お届けした通知書のとおりにかわります。

現在の住所は「〇〇(町)〇〇番地」という表し方をしていますが、新しい住所は次のとおり、「町名」と「街区符号」「住居番号」で表します。のぞみ野の郵便番号は「594-1105」になります。

団地・中高層建物の場合

棟番号または基礎番号 部屋番号

和泉市 のぞみ野〇丁目 〇番 〇-〇号
町名 街区符号 住居番号

例えば…

実施前…和泉市 のぞみ野二丁目100番地の1 イズミビル101号

実施後…和泉市 のぞみ野二丁目1番10-101号

一般家屋の場合

和泉市 のぞみ野〇丁目 〇番 〇号
町名 街区符号 住居番号

例えば…

実施前…和泉市 万町100番地の1

実施後…和泉市 のぞみ野一丁目33番1号

例えば…

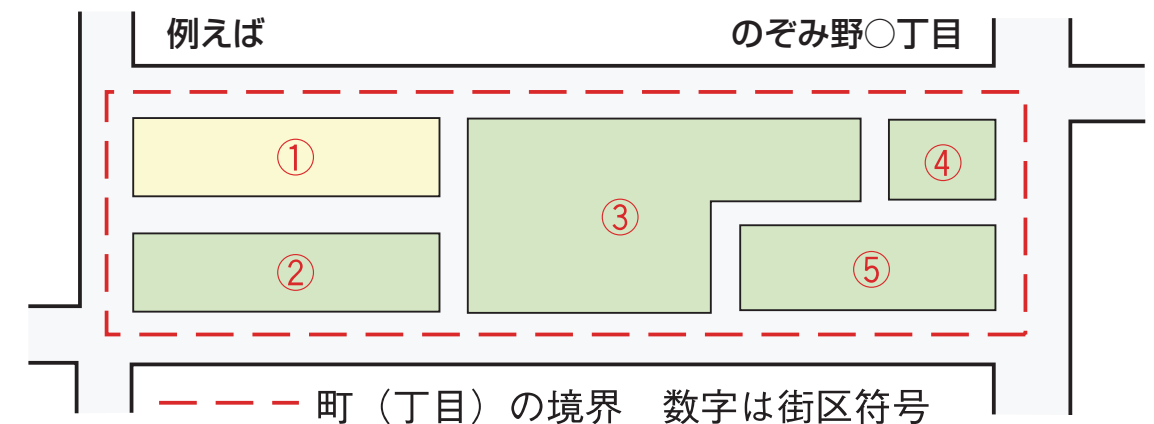
実施前…和泉市 のぞみ野二丁目100番地の1

実施後…和泉市 のぞみ野二丁目1番10号

新しい住所の決め方

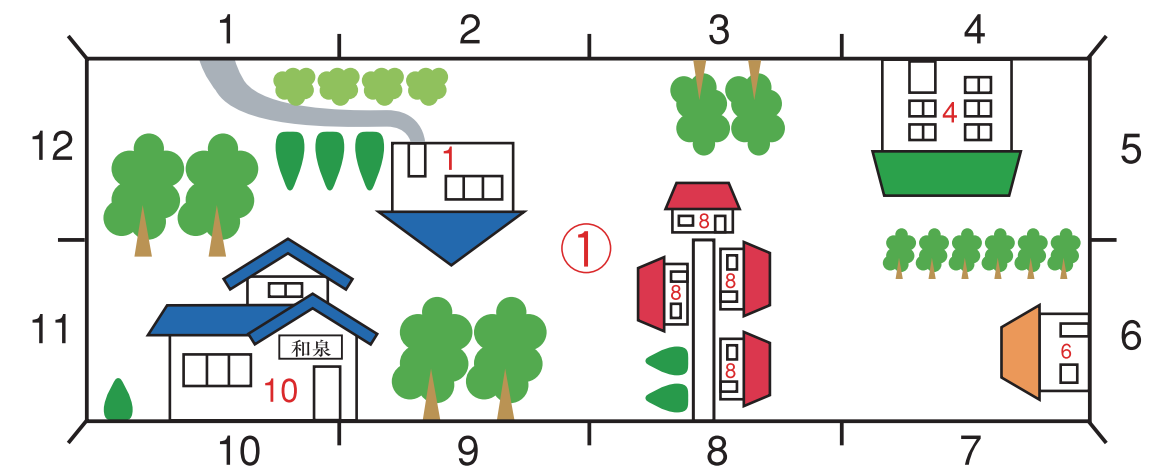
街区の決め方

- 1.街区は、町(丁目)を道路や河川などで区切り、小さく区分してつくります。
- 2.1.の街区に街区符号を順序よくつけます。



住居番号の決め方

- 1.街区の周囲を図面上で概ね10メートル間隔に区切り、右回りに番号(基礎番号)をつけます。
- 2.建物の主な出入口に接する基礎番号を、その建物の住居番号とします。



注) 住居番号は上記のように建物の出入口の位置によって決めるのが基本ですが、宅地が等間隔で整然と区画されている街区については、宅地の区画にあわせて住居番号を付けているところもあります。

実施後の住所変更手続きについて

皆さんが、ご自身で住所変更の手続きをしていただくもの

これらの手続きは、**平成29年12月4日以降**に行ってください。

(何を) 事項	(だれが) 該当者	(どこへ) 申請・届出先	(いつまでに) 手続きの期限	(何を持って) 提出書類など
土地・建物等不動産の所有者の住所 抵当権者等の住所	土地・建物等の所有者 土地・建物登記簿に抵当権、地上権、 賃借権等の権利者として登記を されている人	土地・建物等の所有地を管轄する法務局 和泉市の場合 大阪法務局岸和田支局 岸和田市上野町東24-10 TEL072-438-6501	期限はありませんので、 必要なときに申請をしてください	・住居表示通知書 ・変更登記申請書 (次ページを参照ください) ・印鑑 (認印)
会社等の法人の本店、支店の所在地 及び代表者等の住所	住居表示実施により、それらに変更 が生じた法人の代表者	本店の所在地を管轄する法務局及び 支店の所在地を管轄する法務局 本店が和泉市の場合 大阪法務局堺支局 堺市堺区南瓦町2-29 TEL072-221-2756 管轄する法務局が不明の場合は、上記堺支局にお 問い合わせください	法定期限内に申請をしてください 本店所在地…2週間 支店所在地…3週間	・住居表示通知書 ・変更登記申請書 (様式については堺支局にお問 い合わせください) ・印鑑 (会社の実印)
自動車運転免許証	お持ちの人	和泉警察署 TEL46-1234 (大阪府内の警察署可) 光明池運転免許試験場 TEL56-1881	できるだけ早く	・運転免許証 ・住居表示通知書 ・本籍の変更について (本籍が変更された人)
国民年金	受給者	日本年金機構 堺西年金事務所 (郵送可) 堺市西区浜寺石津町西4-2-18 TEL072-243-7900	できるだけ早く	住所変更届に必要な事項を記入し郵送してください 用紙は和泉市役所保険年金室国民年金グループま たは和泉シティプラザ出張所にあります
	加入者 (第3号被保険者を除く)		手続きの必要はありません。第3号被保険者は、配偶者の勤務先で手続きが必要です。	
厚生年金 (共済年金含む)	受給者	日本年金機構 堺西年金事務所 (郵送可) 堺市西区浜寺石津町西4-2-18 TEL072-243-7900 (共済年金のみの受給者は各共済組合へお問い合 わせください)	できるだけ早く	住所変更届に必要な事項を記入し郵送してください 用紙は和泉市役所保険年金室国民年金グループま たは和泉シティプラザ出張所にあります
	加入者、国民年金第3号被保険者 (被扶養者である配偶者)	勤務先	勤務先でご確認ください	
国民健康保険被保険者証	お持ちの人	保険年金室 資格給付グループ 和泉シティプラザ出張所	そのまま使用しても支障ありません	
介護保険被保険者証	お持ちの人	高齢介護室 介護保険担当	そのまま使用しても支障ありません	
後期高齢者医療被保険者証	お持ちの人	保険年金室 高齢者医療グループ 和泉シティプラザ出張所	そのまま使用しても支障ありません	
障害者医療証 老人医療 (一部負担金相当額等一部 助成) 証	お持ちの人	障がい福祉課 (障がい者医療係) 和泉シティプラザ出張所	そのまま使用しても支障ありませんが健康保 険証の住所を変更する場合は同時に手続きを してください	医療証・印鑑 (認印)
子ども医療証 ひとり親家庭医療証	お持ちの人	子ども未来室 (子ども支援担当) 和泉シティプラザ出張所	そのまま使用しても支障ありませんが健康保 険証の住所を変更する場合は同時に手続きを してください	医療証・印鑑 (認印)
住民基本台帳カード (写真入りのもの) マイナンバー通知カード 個人番号カード 在留カード 特別永住者証明書	お持ちの人	市民室 和泉シティプラザ出張所	都合のよいときに手続きをしてください	対象のカード (詳細については同封の別紙パンフレットをご覧ください)
身体障がい者手帳、療育手帳 精神障がい者保健福祉手帳	お持ちの人	障がい福祉課 (障がい者支援係)	都合のよいときに手続きをしてください	・各種手帳・印鑑 (認印)
飲食店等の営業許可証	お持ちの人	営業所の所在地を管轄する保健所	更新時に手続きをしてください	・住居表示通知書・営業許可証・印鑑 (認印)
その他の免許証、許可証、認可証等	各種の免許証等をお持ちの人	交付を受けた窓口	交付窓口へお問い合わせください	・住居表示通知書・印鑑等 (認印)

変更登記申請書については
次ページをご覧ください。

証明書 (無料)

新しい住所に変更された証明書は、実施日以降1年間
は、都庁政策課及び和泉シティプラザ出張所で、
それ以降は市民室及び和泉シティプラザ出張所
で発行します。

※上に掲載したのは一部ですので、このほかにも法令により住所変更の届出を要するものは、所定の手続きをしてください。なお、電話・電気・ガス・クレジット会社及び銀行等への手続きについてもご確認をお願いします。


変更登記申請書について

- **申請書** 法務局へ提出する変更登記申請書の用紙は、都市政策課に備え付けています。
- **登記料は無料** 住居表示の実施による住所変更のための登記については、証明書（市が発行する）があれば、登録免許税は非課税。
（司法書士等に依頼した場合の手数料は別）

実施区域内に住んでいる人で、不動産を所有されている人の不動産所有名義人の住所変更については、**手続きに期限はありません**ので、売買等によって登記手続きが生じたときに、同時に申請することも可能です。

例えば、和泉市万町100番地の1にお住まいの和泉太郎さんの住所が、和泉市のぞみ野一丁目33番1号に変わった場合の所有権登記名義人住所変更の書式例

※のぞみ野二丁目、三丁目にお住まいの所有者の方も同様に右記の申請が必要です。



捨印

登記申請書

登記の目的	所有権登記名義人住所変更
原因	平成29年12月4日 住居表示実施
変更後の事項	住所 和泉市のぞみ野一丁目33番1号
申請人	住所 和泉市のぞみ野一丁目33番1号 氏名 和泉 太郎 ㊟ 連絡先の電話番号 0725-41-1551
添付書類	登記原因証明情報
平成 年 月 日申請	大阪法務局岸和田支局
登録免許税	登録免許税法第5条第4号
不動産の表示	
不動産番号	○○○○○○○○○○○○○○○
所在	和泉市のぞみ野一丁目
地番	100番地1
地目	宅地
地積	169.18㎡
不動産番号	○○○○○○○○○○○○○○○
所在	和泉市のぞみ野一丁目100番地1
家屋番号	100番1
種類	居室
構造	軽量鉄骨造スレート葺2階建
床面積	1階 55.95㎡ 2階 26.73㎡

(※申請書を1部提出してください。)

(1部提出)

本籍と不動産(土地・建物)の表示にご注意を

本日お届けした「通知書」に記載しています新しい住居表示による「○番○号」は、新住所を表すときに使用し、本籍と不動産表示については、今までどおり番地を使用します。

実施前の本籍・不動産・住所の表示

和泉市 万町 100-1
町名 番地

▼

実施後

◇ **本籍・不動産の表示**

和泉市 のぞみ野一丁目 100-1
新町名 番地

◇ **住所の表示**

和泉市 のぞみ野一丁目 33番 1号
新町名 街区符号 住居番号

本籍が変更となる人は、同封の「本籍の変更について」のお知らせ文のとおりとなります。
なお、お知らせ文が同封されていない人は本籍に変更はありません。

郵便局からのお願い

～親戚・知人・取引先…に新住所を～

同封の無料はがき（1世帯50枚）または、年賀状等で親戚や知人・取引先等に新しい住所をお知らせください。

お問い合わせ先 和泉郵便局 TEL 56-3500